

## 平成27年 第10回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成27年10月28日(水) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名  
1番 金崎 均            2番 水町 茂            3番 大西 準一  
5番 大福 裕子        6番 木浦 由子        7番 森 清一  
8番 永友 祥一        10番 永友 定己        11番 坂本 幸  
12番 宇治橋 俊美    13番 永友 清太        14番 渡瀬 俊弘  
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名  
第2 会期の決定(別記のとおり)  
第3 諸報告  
第4 議案第49号 買受適格証明願承認について  
第5 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭            局長補佐 三笠浩三  
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは定刻となりました。ただいまから平成27年第10回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をよろしく願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条第3項により総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録

署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、11番 坂本幸委員・12番 宇治橋俊美委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期の決定」については別記のとおり、本日10月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】

異議なしと認めます。よって会期は、本日10月28日の1日間と決しました。

議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

#### [事務局]

2ページをお開きください。業務報告【10月】です。1日（木）町民の日記念式典が高鍋町美術館で行われました。会長、事務局からは鳥井が出席しております。7日（水）高鍋町企業立地奨励審議会が高鍋町役場で行われております。会長が出席しております。8日（木）家族経営協定締結式が高鍋町役場で行われております。会長、事務局から鳥井・佐野主査が出席しております。9日（金）西都児湯市町村農業委員会連絡協議会「委員研修会及び野外研修」が都農町一の宮交流館及び藤見多目的広場で行われております。農業委員から10名の委員が出席しております。事務局から鳥井が出席しております。20日（火）宮崎県農業会議第417回常任議員会議が宮崎県土地改良会館で行われております。会長が出席しております。同じく20日（火）平成27年度宮崎県農業会議の県農林水産部との意見交換会が県庁農政水産部長会議室で行われております。会長が出席しております。21日（水）現地調査です。永友祥一委員・永友清太委員・宇治橋委員、事務局からは鳥井・佐野主査が出席しております。28日（水）本日です。平成27年第10回高鍋町農業委員会総会が高鍋町役場で行われております。全委員、全職員が出席となっております。30日（金）が高鍋町企業立地奨励審議会となっております。高鍋町役場で行われます。会長が出席予定です。

業務計画【11月】です。6日（金）高鍋町農業者年金受給者協議会会員交流会が8時半から高鍋町中央公園で行われます。雨天の場合は高鍋町中央体育館となります。出席者は会長と木浦委員です。出席をお願いいたします。事務局からは鳥井・佐野主査が出席予定です。9日（月）から17日（火）の間で農地利用状況調査を実施します。農地法30条に基づく利用状況調査となります。時間は午前が9時から、午後が13時30分からとなります。委員のお名前が書いてございますが、前に書いてある方が午前中ということで了解をお願いいたします。事務局から川越農地相談委員が出席いたします。日程はこちらの方で議席順に組みさせていただきましたので、都合が悪い場合には各農業委員

同士で日程調整をしてください。日程調整がつかましたら、事務局の方に報告をしていただけたらよろしいかなと思います。どうしても日程の調整がつかない場合は17日以降に日程を決めたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。20日(金)現地調査となっております。水町委員・金崎委員・大西委員、事務局から鳥井・佐野主査が出席予定です。同じく20日(金)宮崎県農業会議第418回常任議員会議が宮崎県トラック協会で行われます。会長が出席予定です。24日(火)西都児湯管内農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同視察研修が長崎県南島原市で行われます。会長、事務局から鳥井が出席予定です。同じく25日(水)西都児湯管内農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同視察研修が長崎県東彼杵町で行われます。会長、事務局から鳥井が出席予定です。30日(月)平成27年第11回高鍋町農業委員会総会が高鍋町役場で行われます。農業委員12名、事務局からは全職員出席予定です。総会が終わった後に、まだ確定ではございませんが、認定農業者審査会を行う予定となっております。以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法4条申請、平成27年9月24日現地調査を行っております。申請人は〇〇〇〇、転用目的は農業用倉庫・農家住宅で問題ありません。農地法5条申請、平成27年9月24日現地調査を行っております。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は建売住宅で問題ありません。

譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は建設用機械及び資材置場で問題ありません。

借受人 〇〇〇〇、貸渡人 〇〇〇〇、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

借受人 〇〇〇〇、貸渡人 〇〇〇〇、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。以上です。

続きまして、4ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 4,718㎡。賃貸人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。賃借人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日 平成27年10月16日、解約成立日 平成27年10月16日、平成27年12月9日。解約の理由は農地の名義変更に伴う合意解約です。以上、報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか

[事務局]

農地利用状況調査につきましては総会が終わった後にパンフレットと一緒に、手元にある資料で説明させていただきます。

[議長]

そのほかに質問はございませんか【質疑なし】  
それでは、質問等ないようですから、以上で諸報告をおわります。

日程第4 議案第49号「買受適格証明願承認について」を議題とします。  
事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

5ページをお開きください。議案第49号「買受適格証明願承認について」買受適格証明につきましては農地法の許可の手続きに準じて報告することとなっており、申請人の経営状況等に基づき、判断することになります。なお、今回の買受適格証明の承認は、11月5日に行われます入札の結果申請人が売却決定者となった場合には同時に農地法第3条の許可承認も兼ねておりますことをご承知願います。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、地積 1,051 m<sup>2</sup>、申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、取得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内容 経営農地面積 21,326 m<sup>2</sup>、農業従事日数 180日、農機具については、トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機をそれぞれ1台ずつ所有しております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請者の〇〇〇〇さんは、〇〇で〇〇と農業をされておられます。トラクター・田植機・コンバイン等を持っておられ水田を約2反程作付けされていて、畑は他人に貸しておられます。今回の公売物件は自宅すぐ近くにある水田です。購入後は無農薬でお米を作られるそうです。問題はないかと思われれます。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[13番]

報告いたします。業務報告でありましたように10月21日水曜日に現地調査を行いました。メンバーは、永友祥一委員、宇治橋委員と、私（永友清太委員）に、鳥井局長、佐野主査の5名であります。申請地は、〇〇の南側にありまして、早期水稻を稲刈りしたままの状況で、二番穂が出ておりました。一部、手刈りがしてあった状況です。申請人が権利取得後、水田として利用されるようなので問題はないと思われまます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、地積 1,051 m<sup>2</sup>、申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。取得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内容につきましては、経営農地面積 30,613 m<sup>2</sup>、農業従事日数 300 日、常時雇用労働力 2 人、農機具については遊休農機具の活用ということで、リースにて対応しておられます。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

〇〇〇〇さんは〇〇に現在住んでおられて、農業は人を使ってやっておられるそうです。この田んぼを購入後も水稻を作られるということですので、問題はないかと思われまます。以上です。

[議長]

それではここで、現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[13番]

報告します。報告内容は、1番と同じ申請地ですので、同じ内容になります。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

[13番]

次の3番でも同じ〇〇〇〇さんが上がっていますので、そちらの方で私が話を聞いてきましたので、〇〇〇〇さんの経営状況とかもう少し確認したいかなと思います。

〇〇〇〇さんは経営農地面積が3町程ですかね、2haで飼料米とか作っておられまして、畑の方では加工用のハウレンソウとかニンジンとかを、アルバイトを常時使うと、臨時で人を入れて経営されているようです。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

6ページをお開きください。3番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目田、地積 1,658㎡、外2筆。申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。取得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内容につきましては、先ほど2番で説明したとおりです。担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。申請地の所在は〇〇の〇〇の北側に3筆まとめてあります。3年ほど前までは、水稲が作付けされていましたが、現在は作付けされておられません。申請人の〇〇〇〇さんは先ほどから説明しているとおりで、大変規模拡大にも意欲的なようで、近くにまだ空いているところがあれば、さらに農地を求めていきたいと話されていました。権利取得後は飼料米を作った後にキャベツとか白菜とか、地域で作っているような作付けを予定されているようです。遊休農地の解消につながると思いますのでよろしくお願いします。

[議長]

それではここで、現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。メンバーは先ほど永友清太委員が言われたメンバーと同じです。説明がありましたとおり、現地を調査いたしましたが、ここに 209 m<sup>2</sup>の土地がありますが、これはほとんど放棄地なのですけれども、すぐ使えるかなという感じでありました。1,658 m<sup>2</sup>と 835 m<sup>2</sup>の土地は荒れていて、8割ほどはなんとか刈払機でできるかなと思います。あとは重機か何かを使わないと、とても荒れて再生できないかなと思っていました。本人がこれを再生利用してやるということでございます。以上でございます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

[5番]

直接は関係ないですけれども、〇〇〇〇さんの年齢はわかりますか。おいくつくらいでしょうか。

[13番]

〇〇歳です。

[議長]

他に、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程第5 議案第50号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをご覧ください。議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について。1番 無償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 3,432 m<sup>2</sup>、外3筆。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは親子関係にあります。〇〇

〇〇さんが〇〇歳ということで、〇〇〇〇さんが長男で〇〇歳であります。畑は、上の3反4畝ばかりは、甘藷を作っておられます。あとの1,842㎡、1,199㎡はハウス金柑をハウスで栽培されております。あと、先ほど出ましたが、4,718㎡は、〇〇〇〇さんに貸し付けているということです。今回の所有権移転は親子間の贈与であり、権利移転後も畑の利用も変更も生じないため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないということで問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

[議長]

それではここで、現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[8番]

10月の21日に永友清太委員、宇治橋委員、事務局2名と私（永友祥一委員）で現地調査を行いました。先ほど宇治橋委員の方からお話があったとおりです。申請地の〇〇番は、〇〇の〇〇の南側の茶園の横にあります。甘藷が作られていたらしく、収穫をされた後で、きれいに耕運をされておりました。〇〇番は自宅周辺にありまして、ビニールハウスが建っておりまして、中には金柑が植えてありました。それと〇〇番は、〇〇の西側に茶園があるんですけども、その茶園の横にあります。4ページで報告がありましたとおり、〇〇〇〇の芝が植えてありました。どの土地も問題はないかと思われまふ。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願ひします。

[事務局]

8ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えまふ。

譲受人は申請地におきまして金柑等を栽培しております。今回の申請は親子間の贈与であり、農地利用については従来と変更が生じないことから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、10月21日、永友清太委員、永友祥一委員、宇治橋委員と事務局鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺農地の利用状況等を確認いたしました。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第51号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9ページをお開きください。議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について。利用権設定です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 710 m<sup>2</sup>、外11筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは〇〇でありまして〇〇におられるそうです。〇〇〇〇さんは和牛の繁殖経営をしておられます。田んぼにつきましては、全て〇〇にある田んぼです。畑は自宅周辺にありまして、畑については牧草を作っておられます。田んぼにつきましては、〇〇と同じように田んぼを耕作しておりますので別に問題はないかと思えます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

[3番]

借地料は合計で〇〇円だそうです。

[議長]

その他、何かございませんか。

【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。

これをもちまして、平成27年第10回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時40分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 1 番

署名委員 1 2 番